

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成18年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	ワンダフル但馬地区	平成18年2月21日から 同 年 3月13日まで	美方郡香美町役場 同郡新温泉町役場
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	北 松 帆 地 区	同 上	南あわじ市役所

~~~~~

#### 兵庫県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）谷内地区第1工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成18年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年2月21日から同年3月13日まで

3 縦覧の場所

姫路市役所

~~~~~

兵庫県告示第187号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成18年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

佐用郡佐用町

2 事業の種類

佐用町立中安ふれあいセンター駐車場拡張整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県佐用郡佐用町安川字下坊地地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

佐用町立中安ふれあいセンター駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20

条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」及び同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である佐用町は、社会福祉法及び老人福祉法に基づき本件事業を遂行する権能を有する主体であり、また、平成17年度予算において当該事業費を予算計上しているとともに、専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業の施行により、駐車場を拡張することで、慢性的な駐車場不足が解消され、周辺道路への路上駐車及び施設内の空きスペースへの駐車も解消されるため、施設利用者の安全が確保されると同時に周辺住民の交通安全対策も図られるため、本件事業によって得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の施行により失われる利益については、起業地周辺農地の土地利用に対する影響が考えられる。しかしながら、起業地周辺は農業振興地域内ではあるが、農用地区域外の農地であり、現在は休耕田であることから、起業地周辺土地に対する影響は極めて小さいものと考えられる。

また、本件施設はその性格上、悪臭、騒音等を生じるものでないことから、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益は、アで述べたように、施設利用者の安全が確保されると同時に周辺住民の交通安全対策も図られる等、大なるものであるのに対し、本件事業の施行により失われる利益は、イで述べたように、起業地周辺農地の土地利用に対する影響等、軽微なものと判断される。

以上により、本件事業の施行によって得られる公共の利益は、本件事業の施行により失われる利益に優越すると認められる。

エ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、駐車場、車路及び植栽帯の設置に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段もなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

オ 起業地の特定性

本件事業に係る起業地の位置については、次の2つの条件を満たす3つの候補地を比較した。

(ア) 施設隣接地を候補地として選定し、現在の駐車場と一体化利用することにより、事業の効率化が図られること。

(イ) 事業の施行にあたり、経済的負担の最小のものであること。

これらの条件を満たす3つの候補地を比較し、検討を行った結果、効率性、利便性、経済性等の各種条件からみて最も妥当な候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

以上により、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

本件施設において、現在の駐車台数では対応できず、周辺道路への路上駐車や施設内の空きスペースへの駐車が慢性化し、さらに、地域づくりセンターとしての機能の付加により一層の駐車場不足に陥っている状態で、これを解消することは急務であり、施設利用者及び周辺住民より駐車場の拡張について要望されていることからも、本件事業により駐車場の整備を早急に行う必要がある。

イ 収用する公益上の必要性

このような状況をかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の長期縦覧場所
佐用町役場南光支所（地域振興課）

兵庫県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、東播都市計画下水道事業（平成16年兵庫県告示第303号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
加古郡播磨町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業
播磨町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年9月11日から平成18年3月31日まで
変更後 昭和54年9月11日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第189号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり炬口漁港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成18年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成18年1月27日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
洲本市本町三丁目4番10号
洲本市
洲本市長 柳 実郎
- 3 埋立区域の位置及び面積
洲本市炬口1丁目5番の15から同市字中浜北228番の3に接する無番地を経て同市字宮ノ上統250番の1に至る間の地先
6,414.73平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成9年3月28日
兵庫県指令港第36号の6
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
洲本市

兵庫県告示第190号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民局長から報告があった。

平成18年2月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三